

【環境特別委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本特別委員会に付託された法律案は内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

環境影響評価法案 環境影響評価制度は、平成5年に制定された環境基本法において、その推進が位置づけられる一方、昭和59年の閣議決定等に基づき、その実績が着実に積み重ねられるとともに、多くの地方公共団体においても本制度が整備されるなど着実な進展を見てきた。しかし、近年、行政手続法の制定により行政運営の公正な確保と透明性が求められ、また、地方分権法の制定により国と地方との役割分担の在り方が示されるなど、本制度を巡り、新たな状況を生じてきている。こうした状況に適切に対応するため、中央環境審議会に「環境影響評価制度の在り方について」が諮問され、今年2月に答申が出された。本法律案は、この答申に基づき提出された。

その内容は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に関し、その実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価等を行う環境影響評価を事業者が行うとともに、地方公共団体の長、住民等が意見を述べるための手続等を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果を免許等の審査に反映させるための措置を講じようとするものである。

委員会においては、環境庁長官の役割の強化、対象事業の拡大、環境保全措置についての複数案の検討の明確化、フォローアップ措置の内容、第三者審査機関の必要性、本法律案と条例との関係、諫早湾干拓問題等の諸問題について質疑を行うとともに、公聴会を開催し、9人の公述人から意見を聴取した後、公述人に対し質疑を行った。質疑を終了し、平成会、民主党・新緑風会及び自由の会の共同提案に係る環境庁長官の責務についての規定の追加等を内容とする修正案、日本共産党から目的に住民等の参加を規定すること等を内容とする修正案が、それぞれ提出され、採決の結果、両修正案は賛成少数で否決され、本法律案は全会一致で可決された。なお、15項目の附帯決議が付された。

南極地域の環境の保護に関する法律案は、南極地域の環境の包括的な保護を図るために「環境保護に関する南極条約議定書」の的確かつ円滑な実施を確保するために必要な国内担保措置を講じるため提出されたのもので、その内

容は、南極地域の環境に及ぼす影響の程度が著しい行為がないかどうかの審査を行うための南極地域活動計画の確認の制度を創設するとともに、南極地域における行為の制限に関する措置等を定めようとするものである。

本法律案は本院先議で審議が行われ、委員会においては、環境保護に関する南極条約議定書の締結が遅れた理由、本法案の実効性の確保、南極地域活動計画の確認制度等に係る議定書と本法案との規定内容、南極観測隊の廃棄物処理の現状と対策、旅行業者に対する指導の在り方等の問題について質疑を行い、採決の結果、全会一致で可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

[国政調査等]

2月19日、石井環境庁長官の所信並びに平成9年度環境庁関係予算、各省庁の環境保全関係予算及び公害等調整委員会の事務概要等について説明を聴取し、同月26日に質疑を行い、ロシアタンカー・ナホトカ号の重油流出事故と環境汚染対策、香川県豊島の産業廃棄物不法投棄問題、微生物の生態系における重要性と環境基本計画における位置付け、環境事業団の融資事業問題、ダイオキシン問題、劣化ウラン弾問題、地球温暖化防止京都会議への対応と地球温暖化防止対策、諫早湾の干拓と自然環境保全問題、愛知万博に対する環境庁の取り組みなどの問題が取り上げられた。

また、4月16日の調査は、廃棄物問題等に関する件について質疑が行われ、ゴミ焼却施設とダイオキシン問題、P C B問題、廃棄物処理法の一部を改正する法律案と産業廃棄物処理問題への対応、土壤汚染防止法制定の必要性、土地の環境汚染と不動産登記の在り方、産業廃棄物の海洋投棄問題、飯能中央病院のアスベスト等の問題、廃O A機器処理問題、安定型処分場問題、水道水源保護地域の産業廃棄物施設立地規制などの問題が取り上げられた。

なお、3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度公害等調整委員会及び環境庁予算について審査を行い、地球温暖化防止京都会議への対応、環境影響評価法案と地方公共団体独自の制度との関係、ダイオキシンの実態調査と規制措置、酸性雨問題と環境庁の対応、鳥取県の「大山ビレッジ開発計画」とオオタカ、クマタカ等の保護問題、グリーンツーリズムの振興などの問題が取り上げられ、質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成9年1月20日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年2月19日（水）（第2回）

- 公害対策及び環境保全の基本施策について石井環境庁長官から所信を聴いた。
- 平成9年度環境庁関係予算について政府委員から説明を聴いた。
- 平成9年度各省庁の環境保全関係予算について政府委員から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の事務概要等について政府委員から説明を聴いた。

○平成9年2月26日（水）（第3回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について石井環境庁長官、政府委員、厚生省、外務省、運輸省、建設省、科学技術庁、環境庁当局及び参考人環境事業団理事長渡辺修君に対し質疑を行った。

○平成9年3月27日（木）（第4回）

- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）
(総理府所管（公害等調整委員会、環境庁）)について石井環境庁長官、政府委員、厚生省、外務省及び農林水産省当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 南極地域の環境の保護に関する法律案（閣法第70号）について石井環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月2日（水）（第5回）

- 南極地域の環境の保護に関する法律案（閣法第70号）について石井環境庁長官、政府委員、運輸省、外務省、文部省、厚生省、資源エネルギー庁、内閣法制局及び農林水産省当局に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第70号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成9年4月16日（水）（第6回）

- 廃棄物問題等に関する件について石井環境庁長官、政府委員、厚生省、法務省及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成9年5月14日（水）（第7回）

- 環境影響評価法案（閣法第78号）（衆議院送付）について石井環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月21日（水）（第8回）

- 飯能中央病院問題等に関する件について石井環境庁長官から報告を聴いた。
- 環境影響評価法案（閣法第78号）（衆議院送付）審査のため公聴会を開会することを決定した後、石井環境庁長官、政府委員、資源エネルギー庁、農林水産省及び建設省当局に対し質疑を行った。

○平成9年5月28日（水）（第9回）

- 環境影響評価法案（閣法第78号）（衆議院送付）について石井環境庁長官、政府委員、農林水産省、外務省、通商産業省、防衛施設庁、国土庁、文部省及び建設省当局に対し質疑を行った。

○平成9年5月30日（金）（公聴会 第1回）

- 環境影響評価法案（閣法第78号）（衆議院送付）について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

福岡大学法学部教授・中央環境審議会委員	浅野 直人君
法政大学社会学部教授	福井 秀夫君
神奈川大学名誉教授・医学博士・中央環境審議会委員	猿田 勝美君
日本弁護士連合会・公害対策環境保全委員会副委員長	
	小島 延夫君
公害・地球環境問題懇談会幹事	標 博重君
財団法人日本自然保護協会保護部長	横山 隆一君
群馬大学工学部非常勤講師・N G O環境監視ネットワーク顧問	天谷 和夫君
名城大学理工学部助手	辻 淳夫君
横浜市環境保全局環境影響審査担当部長	福島 徹二君

○平成9年6月4日（水）（第10回）

- 環境影響評価法案（閣法第78号）（衆議院送付）について石井環境庁長官、政府委員、科学技術庁、大蔵省、外務省、通商産業省、労働省、消防庁、建設省及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月6日（金）（第11回）

- 環境影響評価法案（閣法第78号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、石井環境庁長官、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第78号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 飯能中央病院問題等に関する件について石井環境庁長官から報告を聴いた。

○平成9年6月18日（水）（第12回）

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任については委員長に一任した。
- 公害及び環境保全対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

南極地域の環境の保護に関する法律案（閣法第70号）（先議）

【要旨】

本法律案は、国際的に協力して南極地域の環境の保護を図るため、南極地域活動計画の確認の制度を設けるほか南極地域における行為の制限に関する所要の措置等を講ずることにより環境保護に関する南極条約議定書の的確かつ円滑な実施を確保しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 議定書の的確かつ円滑な実施を図るため、南極地域（南緯60度以南の陸域及び海域）における活動の主宰者及び行為者が南極地域の環境の保護のために配慮しなければならない基本的な事項を定めて、公表すること。

2 南極地域における環境保護のための行為の制限

議定書の定めに従い、南極地域における次の行為の禁止や制限措置を講じること。

- (1) 鉱物資源活動の禁止（科学的調査を除く）
- (2) 動物相及び植物相の保存のための動植物の捕獲や持ち込み等の制限
- (3) 廃棄物の適正な処分及び管理
- (4) 南極特別保護地区への立入りの制限、南極史跡記念物の破壊等の禁止

(5) 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為の禁止

3 南極地域活動計画の確認制度

2 の行為の制限を確実に実施するため、南極地域活動計画について、次の要件に適合する旨の環境庁長官の確認を受けることを義務付けること。

(1) 議定書で禁止されている次の行為がないこと。

鉱物資源活動（科学的調査を除く）、P C B 等の持ち込み、南極史跡記念物の破壊等

(2) 議定書で条件付で認められている次の行為については、当該条件に適合すること。

鳥類・哺乳類の捕獲、南極特別保護地区への立入り等

(3) 議定書の次の環境原則に適合すること。

南極地域の大気、水、土壤、動植物等へ著しい影響を及ぼすおそれがないこと。

4 3 の確認の審査に際しては、必要に応じ環境影響の検討資料の提出を求めるとともに影響の程度が軽微でない場合には、締約国等の意見聴取手続きを行うものとすること。

5 その他

(1) 報告聴収、立入検査、措置命令等南極地域の環境の保護のため必要な監督を行うとともに、周知、罰則、経過措置等に関し、所要の規定を設けること。

(2) この法律の制定に伴い、「南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律」を廃止すること。

【附 帯 決 議】

南極地域の環境保護の重要性にかんがみ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

1 本法の実効性を確保するため、南極地域への環境庁職員の派遣など審査及び監督体制の確立を図ること。

2 環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察と本法に基づく審査及び監督との効果的な連携を図り、本法及び議定書の実効性の確保に努めること。

3 南極地域活動に係る環境影響評価の十分な実施に努めるとともに、締約国間における同制度の運用方針の確立を急ぐこと。

4 昭和基地に集積・保管された雪上車、ドラム缶等の廃棄物の適切な処理を行うなど、同基地の環境保全体制の確立に努めること。

5 増加する観光客に対し、「基本的な配慮事項」の周知徹底を図るとともに、旅行業者に対する適切な指導を行うこと。

なお、指導に当たっては、1994年の南極条約協議国会議で合意された「南極観光及び非政府活動に関する勧告」に基づく「南極の観光及び非政府活動に関する手引き」を配慮すること。

6 ペンギン、アザラシ等から、重金属、有機塩素系化合物などの有害な物質が検出されていること等にかんがみ、南極を含む地球環境保全対策に努めること。

右決議する。

環境影響評価法案（閣法第78号）

【要 旨】

本法律案は、事業者が事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが、環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 対象事業

- (1) 第1種事業とは、国が実施し、又は免許等を行う道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所等の事業であって、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいうものとすること。
- (2) 第2種事業とは、第1種事業に準ずる規模を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を行う必要があるものとして政令で定めるものをいうものとすること。

2 第2種事業に係る判定

第2種事業については、当該事業の免許等を行う者が、関係都道府県知事の意見を聴いた上で判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととすること。

なお、判定の基準については、主務大臣が環境庁長官に協議して定めるものとし、環境庁長官は、関係行政機関の長に協議して、主務大臣が定めるべき基準に関する基本的事項を定めて公表することとすること。

3 環境影響評価方法書の手続

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の方法について環境影響評価方法書を作成し、公告・縦覧を行い、環境の保全の見地からの意見を有する者はその意見を述べることができることとするとともに、関係都道府県知事は関

係市町村長の意見を聴いた上で、環境の保全の見地からの意見を述べるものとすること。

事業者は、これらの意見が述べられた後、環境影響評価の方法を定め、これに基づき環境影響評価を行わなければならないものとすること。

4 環境影響評価準備書の手続

事業者は、環境影響評価を行った後、その結果について環境の保全の見地からの意見を聞くための準備として、環境影響評価準備書を作成し、公告・縦覧を行い、これについて説明会を開催することとし、環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者はその意見を述べることができることとともに、関係都道府県知事は関係市町村長の意見を聴いた上で、環境の保全の見地からの意見を述べるものとすること。

5 環境影響評価書の手続

事業者は、4の意見が述べられた後、環境影響評価準備書の記載事項に検討を加え、必要な措置を講じ、その結果について環境影響評価書を作成しなければならないものとすること。

環境影響評価書について、免許等を行う者は、環境の保全の見地からの意見を述べができるものとし、環境庁長官は、必要に応じ、免許等を行う者に対し環境の保全の見地からの意見を述べができるものとすること。

事業者は、これらの意見が述べられた後、環境影響評価書の記載事項に検討を加え、所要の補正を行い、これを公告・縦覧しなければならないものとすること。

6 環境影響評価書の公告・縦覧後の手続

(1) 事業者は、環境影響評価書の公告を行うまでは、対象事業を実施してはならないものとすること。

(2) 免許等を行う者は、対象事業の免許等の審査に際し、環境影響評価書の記載事項に基づき、対象事業につき環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならないものとすること。

(3) 事業者は、環境影響評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして、対象事業を実施するようにしなければならないものとすること。

7 その他

都市計画に定められる対象事業等に関する特例、港湾計画に係る環境影響評価その他の手続、発電所についてのこの法律と電気事業法との関係、及び地方公共団体の行う環境影響評価に関する施策との関係等について、所要の

規定を設けるものとすること。

8 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から2年以内に施行するものとすること。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 環境庁長官は、本法による環境影響評価の適切かつ円滑な実施の確保に第一義的な責任があることを強く認識し、その実施状況を十分に把握しつつ、関係行政機関の環境影響評価に関する事務について必要な総合調整を積極的に行うなど、主体的な役割を果たしていくこと。
- 2 対象事業については、事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、また地方公共団体の環境影響評価制度の現状等を考慮しつつ、必要に応じ追加等の見直しを行うこと。
- 3 第2種事業に係る判定は、科学的かつ客観的な基準に基づき、法の趣旨を踏まえ、適切に行われるよう努めること。この場合、地域の特性を踏まえた運用が行われるよう、都道府県知事が意見を述べるに際して必要に応じ市町村長の意見を求め、また住民等の意見を聞くことができることなど法の趣旨の徹底に努めること。

なお、判定の結果、本法の対象事業とならなかった事業についても、地方公共団体の制度で必要に応じ環境影響評価を実施できることについて周知徹底するなど適正な環境配慮がなされることを確保するよう努めること。

- 4 準備書及び評価書においては、環境保全措置についての複数案の検討状況、実施すべき事後調査事項等が明確かつ分かりやすく記載されるようにすること。

また、評価書に記載された環境保全措置、事後調査措置が法律に反して実行されなかった場合には適切な措置を講ずること。

- 5 準備書について事業者が開催する説明会は、住民等が適切な意見を形成するために極めて重要な場であることにかんがみ、その開催日時及び場所等が適切に定められ、その周知徹底が図られるようにするとともに、説明会において住民等から意見が述べられたときには、事業者がこれに適切に対応するよう指導すること。

- 6 事業者が実施する環境影響評価の結果を的確に審査し、制度の信頼性を高めるため、環境庁における審査体制の充実・強化を図ること。

また、環境庁長官の意見形成に当たっては、当該事業について専門的な知

識、科学的知見等を有する学識経験者及び中央環境審議会等を積極的に活用して環境保全に万全を期すとともに、その過程及び結果の透明性の確保に努めること。

- 7 免許等を行う者等は、その審査等の体制を適切に整備するとともに、審査等を行うに際しては、環境庁長官の意見を反映させること。
- 8 本法による環境影響評価の実効ある運用を確保するためには、関連する法律の適正な運用と十分な情報公開が必要であることにかんがみ、環境影響評価のそれぞれの段階に係る情報の公開に努めること。また、事業者に対しては、積極的な情報の提供を行うよう指導すること。
- 9 地方公共団体において定着し、相応の効果を上げている環境影響評価制度の運用の実績を尊重し、知事意見の形成に際し公聴会や審査会等の活用が可能であることなど法の趣旨を徹底し、地方公共団体の意見が十分に反映され、地域の実情に即した環境影響評価が行われるよう、地方公共団体との適正な役割分担による総合的な環境影響評価制度の運用に万全を期すこと。
- 10 環境庁長官が定める基本的事項及び主務省令で定める指針については国民に理解されやすい内容となるように作成するとともに、技術の進展に即応して最新の科学的知見を踏まえた環境影響評価が実施されるよう、基本的事項及び指針を柔軟に見直していくこと。また、本制度全般に関して、その実施状況を見ながら、法施行後10年以内であっても、適宜適切に制度の改善を図ること。
- 11 上位計画や政策における環境配慮を徹底するため、戦略的環境影響評価についての調査・研究を推進し、国際的動向や我が国での現状を踏まえて、制度化に向けて早急に具体的な検討を進めること。
- 12 環境影響評価の適かつ円滑な実施には、技術手法、過去の実例、地域環境の現状などの情報の活用が極めて重要であることにかんがみ、電子媒体の活用等、環境影響評価に関する情報の収集・整理・提供に努めること。
また、質の高い調査予測等が行われるためには、幅広い知識と技術を備えた調査等の従事者の育成・確保が必要であり、調査等に従事する者や組織に関する資格制度の導入についての検討、人材の能力の確保のための研修等の推進、人材情報の提供に努めること。
- 13 本決議事項及び本委員会での論議を十分踏まえて、政令、省令及び基本的事項を制定すること。
- 14 本法の施行前に環境影響評価が行われる事業については、本法制定の趣旨を踏まえ適正な環境配慮を徹底するよう指導すること。
- 15 我が国の事業者が海外において実施する事業については、平成3年4月24

日の本委員会の決議を踏まえ、また環境基本法及び本法の趣旨を尊重しつつ、適切な環境配慮がなされるよう指導するとともに、政府開発援助に係る事業など海外における事業についても、なお一層的確な環境影響評価を実施し、適正な環境配慮がなされるように努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

- ・内閣提出法律案（2件）

番号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
70	南極地域の環境の保護に関する法律案	参	9. 3.11	9. 3.24	9. 4. 2 可 決 附帶決議	9. 4. 4 可 決	9. 5. 9 環 境	9. 5. 16 可 決 附帶決議	9. 5. 20 可 決
					○9. 3.24 参本会議趣旨説明				
78	環境影響評価法案	衆	3.28	5.14	6. 6 可 決 附帶決議	6. 9 可 決	4.10 環 境	4.25 可 決 附帶決議	5. 6 可 決
					○9. 5.14 参本会議趣旨説明 ○9. 4.10 衆本会議趣旨説明				